

2番（鷲田 昭男君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから質問に移らせていただきます。

最初にニュージーランド島で起きました大規模な地震によりまして、多くの日本人学生の方々が多数生き埋めになり、お亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げますとともに、けがをされた方々に心からお見舞いと、一日も早い回復をお祈りを申し上げます。

さて、昨今の世界情勢、特に石油産油国が集中している中東全域に広がっている反政府デモがございまして、先月の初めに、30年間エジプトを支配しておりましたムバラク政権が崩壊し、これを機に中東全域に国民が声を上げて立ち上がり、国民一人一人の覚悟の行動が実を結んだ結果であると思っております。この動きはさらに拡大が予測され、石油小国の日本にとって、経済に悪影響が及ぶことは必至であります。早くこの火の手がおさまることを期待したいものでございます。

国内に移りますと、日本経済は、企業努力もありますが、横ばいからやや上昇気味と言われております。しかしながら中国企業の急速な進展は、日本企業に大変な脅威となっております。これに打ち勝つために、日本企業は大変な努力を重ねていることと思っております。

また、九州の鹿児島県と宮崎県にかかります新燃岳が噴火を起こし、火山灰によって農作物が大きな被害を受け、農家の皆さんに損害を与えております。宮崎県では口蹄疫が終結し、安心をしておりましたら、今度は鳥インフルエンザが発生し、養鶏業者の方々に大きなダメージを与えております。このインフルエンザは宮崎だけにおさまらず、日本の各地で発生をしております。これらの件については、国の援助が欠かせません。より早く復興することをお祈りを申し上げます。

これとは別に、日本に大きな影響がある国の平成23年度予算について、日々国会で審議を進めておりますが、政局に議論が移り、予算審議は進展せず、予算が今年度中に通過をする見通しが困難な状況であります。与党・野党とも、徹夜をしても十分協議をして、国民の皆さんに安心を与えてほしいものであります。

ある企業のトップの方の発言では、今のような国会運営では、国会議員は給料泥棒のようであると発言をされておられました。国民の皆さんからこのように言われたいように、真摯な迅速な協議をしてほしいと思っております。

それでは私からは、次の3点について質問をさせていただきます。

1点目、2011年度子ども手当について、2点目、学校給食について、3点目、定年退職者の再任用について、以上3点について質問をさせていただきます。

それでは1点目、2011年度子ども手当についての1つ目、国と地方の負担割合はどう考えていますか。2つ目、所得税の扶養控除廃止等の影響で、子ども手当の関連はどうなりますかということについて、質問をいたします。

1つ目を町長にお伺いします。

国の現政権は、マニフェストに子ども手当を政権の重要な取り組みの一つに挙げています。財源については、事業仕分けなどから捻出し、完全実施をうたっており、しかし財源はなかなか見つからず、当初の手当を削減し、さらに子ども手当の一部負担を地方に求めております。

そこで伺いますが、町長は県町村会長という要職についておられましたが、子ども手当の一部負担についてどのようなお話があったのか、負担は国が決めたことで、やむを得ず了承したものであるものか、お伺いをいたします。

答弁のほど、よろしくお願いいいたします。

次に生活福祉部長に伺います。

2つ目、現在国会は予算審議中ですが、子ども手当が1万3,000円になるのか、あるいは以前の児童手当に戻るのか、見込みが立たないのが現状であると思いますが、所得税の控除廃止等の影響が子ども手当にはなさそうですが、子ども手当ではなく、従来の児童手当に戻った場合の経費負担や事務期間がどれくらいかかるものか、お伺いをいたします。

よろしくお願いいいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） おはようございます。

驚田議員の「2011年度子ども手当について」のご質問にお答えをいたします。

1点目の「子ども手当の国と地方の負担割合をどう考えるのか」についてでございますが、子ども手当は、中学生以下の子どもに一律2万6,000円を支給するという民主党のマニフェストの目玉でありました。しかし、満額支給をした場合、5兆3,000億円が必要ということで、当初から財源確保に不安の声が聞かれておりました。

平成22年度は初年度でもあり、制度設計も間に合わなかったことや、児童手当との混在もあったこと、さらに平成23年度は全額国が負担するとの、総理や各大臣のたび重なる発言や国会での答弁もあり、地方の負担は1年限りであると信じ、不本意ながらも、子ども手当のうち児童手当分については、当町も従うことといたしました。政府は平成23年度の子ども手当を、中学卒業までの子どもに1人当たり月額1万3,000円を、3歳未満の子どもに限っては7,000円を上積みして、月額2万円をそれぞれ支給する平成23年度の子ども手当法案を閣議決定し、平成22年度限りの暫定措置であった児童手当分の地方負担を継続して求める内容となったことから、平成22年12月21日付けで、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の6団体から、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が全額を負担すべきである、さらに、子ども手当支給に伴う税制改正による地方の増収分について、その用途を国が実質的に決めるようなことがあってはならないとい

う共同声明を発したところでございますし、私も地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に腹立だしく、遺憾な思いでございます。

しかしながら、当町にお住まいの子どもをお持ちの世帯のことを考えますと、平成23年度におきましても予算措置を行い、計上することといたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、現在子ども手当法案について、いろいろな議論がなされ、年度内成立が難しい状況でございます。仮に法案が成立しなかった場合は、4月から自動的に児童手当法が復活することになり、最初に支給する6月に間に合わせるのは困難な状況でございます。

経費にいたしましても、児童手当での予算計上はしておらず、子ども手当費からの組みかえやシステム改修費の追加など、補正で対応することになるかと考えておりますので、重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 鷺田議員の「2011年度子ども手当について」の2点目の「所得税の扶養控除廃止等の影響で、子ども手当関連はどうなりますか」というご質問にお答えさせていただきます。

国は子ども手当の支給に伴い、平成22年度の税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除（15歳まで）の廃止及び特定扶養控除（16～18歳まで）の縮減による地方財政の増収分については、子ども手当の財源として活用することで地方の負担を考えております。

また、児童手当の地方負担分についても、国は地方の負担部分について再度調整を図る必要があると考えており、現段階では、詳しく地方負担部分については示されておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、先ほど町長答弁にもありましたが、仮に法案が成立しなかった場合は、4月から児童手当法が復活することになり、最初に支給する6月には、2月・3月分の子ども手当は支給が可能でございますが、4月・5月分の児童手当については、システムの改修と所得審査の必要なことから、6月の支給に間に合わせるのは困難な状況にあります。

国から、事務手続きについて、どのように示してくるのかにもよりますが、早くて7月、もしくは8月の随時払いでの支給になるのではないかと想定しております。

経費にいたしましても、児童手当での予算計上はしておらず、年度当初におきましては、子ども手当費からの組みかえについてご了解いただきたいと考えております。

また、子ども手当から児童手当に変更になることにより、諸用紙の印刷費や通知等の郵送費で、25万円ぐらいの経費増が見込まれます。

システム改修費におきましては、当初予算に子ども手当の法改正により変更が見込まれます2万円の額の変更や、子ども手当からの保育料の天引きシステム、学校給食費の徴収等のシステム改修について、予算計上しておりますことから、これをもって対応できるものと考えますが、この子ども手当関連により、おおよそ300万円の費用がかかることに変わりはございませんし、何よりも住民の方にかかる混乱を危惧するところでございます。

ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 驚田議員。

2番（驚田 昭男君） 子ども手当については、児童手当、あるいは子ども手当どちらが云々ではなしに、早くこれを決定していただくということをお願いをいたしたいと思います。

直接的ではないのですが、関連ということで質問をさせていただきます。

所得税の控除の廃止によりまして、当然負担をいたします所得税は増加をいたします。これによりまして、お子さんをお持ちの保育園料について、税が上がることによって、階層区分が上がる家庭があるだろうというふうに思いますが、階層が上がれば、保育園料の親の負担がふえるというふうに思われますが、これについて調査をされているのか、あるいはどのように今後なっていくのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 石垣教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（石垣 一司君） 保育料への影響についてのご質問でございますので、所管をいたしております私のほうから、ご答弁をさせていただきますと思います。

先ほど来から出ております子ども手当の支給に伴いまして、年少扶養親族等にかかる扶養控除の廃止の影響によりまして、保育料がどうなっていくかということは、議員がご指摘されたとおりでございますが、保育園の保育料につきましては、議員もご存じのとおり、所得税額等に応じて8段階の基準を定めております。それに基づきまして、東員町も8段階の保育料の徴収基準額を定めております。

保育料の基準は、前の年に支払っていただきました所得税が適用となることから、このままでいけば所得税額に応じて決まる保育料が値上がりし、負担増となる世帯が出てくると言われております。実際に影響が出てきますのが、今年の所得税が対象になります平成24年の保育料から適用になるわけとでございますが、このようなことから、厚生労働省では増税の影響を受ける可能性がある保育料について、負担増を避けるため、現在税額を基準にいたしておりますが、税額を基準にするのではなくて、所得額で基準を定める案なども検討されておりました。平成24年度の概算要求を政府のほうは決めます本年の8月までに、省としての具体的な対応策を決める方針であるというふうに伺っております。

したがいまして国の方針が出ましたら、東員町の保育料徴収基準額表の見直しを図っていくべきと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 鷺田議員。

2番（鷺田 昭男君） 直接的には平成23年度は影響しないということで、平成24年度から影響するということですので、できるだけ親の方に負担がかからないような形で、要望なり、あるいは町の独自の形で、いい方法があれば考えていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

次に2点目、学校給食について伺います。

学校給食の安全性はどのように確保されていますかということについて、質問をさせていただきます。

従来は自校方式、小学校のみで給食が行われておりました。これが平成12年の9月、2学期から給食センターで共同調理場方式として小中学校で学校給食が開始され、現在約3,000食調理をされているように聞いております。

先般、大変寒い地域で給食による集団食中毒があったと報道で知りました。冬の寒い地域で食中毒が出ることは、通常では余り考えられないことと思います。しかし現実に起こっていることであります。

そこでお伺いをいたしますが、今後季節が変わり、昨年のように猛暑になることも考えられます。季節や天候に影響されない安全な給食をつくるために、給食センターの安全性をどのように確保されているものか、お伺いをいたします。機械の点検、あるいは調理人の健康確保、さらには調理器などの修理云々について、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 鷺田議員の学校給食についてのご質問にお答えをいたします。

先月2月14日に、北海道岩見沢市の学校給食から食中毒が発生したことは、私どもも同じ共同調理場方式として、子どもたちに大量の給食を提供していることから、決してひとつとではございません。それゆえ報道された翌日に、私自身、給食センターに出向き、今後も十分、危機管理意識を持って対応するよう喚起させるとともに、給食センターに勤務する職員に対し、運営上、何か問題等がないか、聞き取り調査もさせていただいているところでございます。

今回の北海道での事故原因は、調理器具の消毒が不十分であったことによるものと指摘され、ブロッコリーサラダをつくる際に使用した調理器具からサルモネラ菌が検出されたと報道をされております。

このサルモネラ菌は腸内細菌の一種で、感染型食中毒を引き起こす細菌ですが、一般的には60以上の温度で5分～10分程度加熱をすれば死滅するとされています。

東員町では、給食を調理する場合、学校給食法の衛生管理基準に基づき、加熱処理する食品については75で1分間以上加熱処理を行うとともに、2時間以内に喫食することとしており、安全性を確保していると思います。

岩見沢市では幸いにも食中毒の発症者も減ってきており、学年・学級閉鎖が続いていた学校も登校を再開しているというところがございます。

本町も、1日約3,000食の給食をつくっておりますので、その安全対策については十分注意を払い、学校給食法に基づき学校給食衛生管理マニュアルを作成し、食中毒などの事故が起こらないよう、職員、調理従事者に衛生教育や衛生管理の徹底を図るとともに、三重県の学校管理下における危機管理マニュアルも参考とした衛生的な調理を心がけ、安全・安心な学校給食が提供できるよう、管理運営をしているところがございます。

衛生・健康面における管理としては、給食センターに勤務する関係者全員の健康状態を日常点検表に記録し、日々管理しております。

検便については職員や調理従事者、学校配膳員、配送員はもとより、食材組合関係者も毎月検査し、家族に保菌者や発症者が出た場合にはその都度検査を行い、医師に相談する体制をとっております。

調理従事者の手指等に傷がある場合は、手当をして使い捨ての手袋を使用しますが、釜での調理、あえもの、給食を入れる配缶や、麺ゆでなどには携わらないなど、作業分担を変更しております。

服装においては、野菜の皮むき等の下処理室で作業を行った場合は、調理室に入る前に白衣を着がえ、手洗いについては、流水でその都度ひじまで石けんで洗い流し、アルコール消毒を行っております。

調理器具等の衛生管理につきましては、使用前に汚れや機械に異常がないか点検を行い、不具合が生じた場合には、直ちに修理対応をいたしております。

また、園・学校から回収した食器は、洗浄後、85の食器消毒保管庫で40分間消毒を行った後、保管をしておりますし、調理場の清掃は調理従事者が使用日ごとに毎回行い、夏休みなど長期休業期間中には、害虫類駆除の衛生防除や機械の点検業務を専門業者に委託し、施設管理を行っております。

給食の安全性に関しましては、これらのこと以外にも、様々な項目で衛生管理を行っておりますし、今後も安全・安心な給食づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君）            鷲田議員。

2番（鷺田 昭男君） 　　るる教育長のほうからご答弁をいただきまして、大変綿密にやっただいていてということで安心をしておりますが、寒い北海道でこういうふうな事件が起きておりますので、注意をしていただきながら、さらに子どものために、いい給食を出していただくようお願いをしておきます。

次に3点目、定年退職者の再任用についてということで、お伺いをさせていただきます。

地方公務員法、あるいは町の職員条例にあります再任用制度の活用をどう考えられますかということで、お伺いをさせていただきます。

現在町職員が定年を迎え、退職をされますと、一般の企業の方と同じだと思いますが、すぐに年金を受けることができない状態の方も多くあると思います。長年役場の中で勤務をされた方々については、仕事も精通をされていることから、退職者の方に再度町役場に勤めていただいて、仕事のお手伝いをしていただくということについては、人件費も大きく抑えられることが可能と思ひ、さらに仕事に精通されていることでもありますから、町民の皆さんのサービス向上にもつながるのではないかなというふうに思ひます。

町としては職員定数ということもありますが、この再任用制度を私は積極的に活用してもらえると、いろんな意味でいいのではないのかなと思ひますが、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 　　安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） 　　鷺田議員からいただきました定年退職者の再任用についてのご質問にお答えをいたします。

定年退職者等の再任用につきましては、平成13年4月に施行されました地方公務員法の改正と、同じく平成13年4月から施行いたしております東員町職員の再任用に関する条例において、その趣旨並びに制度等を規定をいたしております。

この再任用の制度は、急速に高齢化が進む社会の中で、社会保障の負担の増加を一定水準にとどめることが急務となっている、負担される側の増大を避けて、負担する側をふやし、給付を支える裾野を広くするといったこととございます。

三重県は、若年人口の減少でございますけども、将来的な労働力不足が想定されますことから、今のうちから、労働者の職務能力を活用するシステムを、社会全体で構築していくことが必要となっているといったことから、公務員の年金につきましても、平成13年から公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることを踏まえまして、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにと導入されたものでございますが、再任用職員の人数が、現在も取り組んでおります行財政改革の実施計画の項目の一つであります定員適正化の対象となりますことや、昭和59年に制定いたしております職員の定年制や、平成2年に定めております職員の勸奨退職制度の趣旨であります職員の新陳代謝を計画的に行い、

組織の活力を確保し、公務能率の維持増進を図ることなど、進めておりますことなどを総合的に勘案をいたしまして、今後も適切な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

県内の状況でございますけれども、県内の市町の再任用職員の状況を見ましても、平成21年度末の県内の再任用職員の採用状況は14市中9市が任用されておりますが、県内15の町では、1町での任用実績となっており、業務の内容や配置ポストの関係で任用実績が進んでいない状況でございます。

また、昨年的人事院勧告でも出されました高齢期の雇用問題として、65歳定年制の実現に向けてとして、平成25年度から段階的に定年が65歳まで延長することが適当であると勧告をされており、今後その制度改正も踏まえて検討する時期になっていると認識をいたしております。

今後も定員の適正化を図りながら、効率的な公務の運営を図る中で再任用の制度について、職員に再度周知しながら、活用を検討してまいりたいと考えております。

よろしくご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 驚田議員。

2番（驚田 昭男君） 県下の状況云々はお聞きをいたしました。

この中で、東員町も恐らく実績がないということで、なかなか第一歩が踏み出せないということはよくわかりますが、今答弁の中でありましたように、65歳の定年制というものも当然視野に入れる必要があると思っておりますが、それまでの間、これもなかなか予測どおり動いていかないと思っておりますので、職員の皆さんに退職をされた方々の意向も十分聞いてもらいながら、積極的な活用を考えていただきたいというふうに思いますが、これについて再度、副町長、答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） お答えをさせていただきます。

制度というのは本当にいい制度であると考えております。ただ、制度を運用するについて、単純に再任用するということではなしに、専門性のある職種とか、そういうところで必要に応じてといいますか、必要あればということになってまいります。

と言いますと、全然必要ないのかということになるわけですが、その辺のところもご理解をいただきたいと思えますし、統計的に見ますと、再任用を希望する方は、ライン職ではなしに、スタッフ職という希望があるということで、アドバイザー的な部分といいますか、そういう希望をしてみえる。任用するについても、専門性のある職種をとということも言っておりますので、その辺の趣旨に合うかどうかというのも検討する必要があると思えます。

また、小さい町ですと、任用して配置できるところというのも限られてまいりますし、先ほども申し上げましたように新陳代謝という部分もございまして、その



辺も総合的に勘案して、これからの運用を考えていきたいというふうに思っております。

議長（山本 陽一郎君） 鷺田議員。

2番（鷺田 昭男君） 積極的に職員のご意見を聞きながら活用をしていただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。